

鹿児島県における免許外教科担任 の現状と縮減に向けた取組等

鹿児島県教育委員会

平成30年1月15日

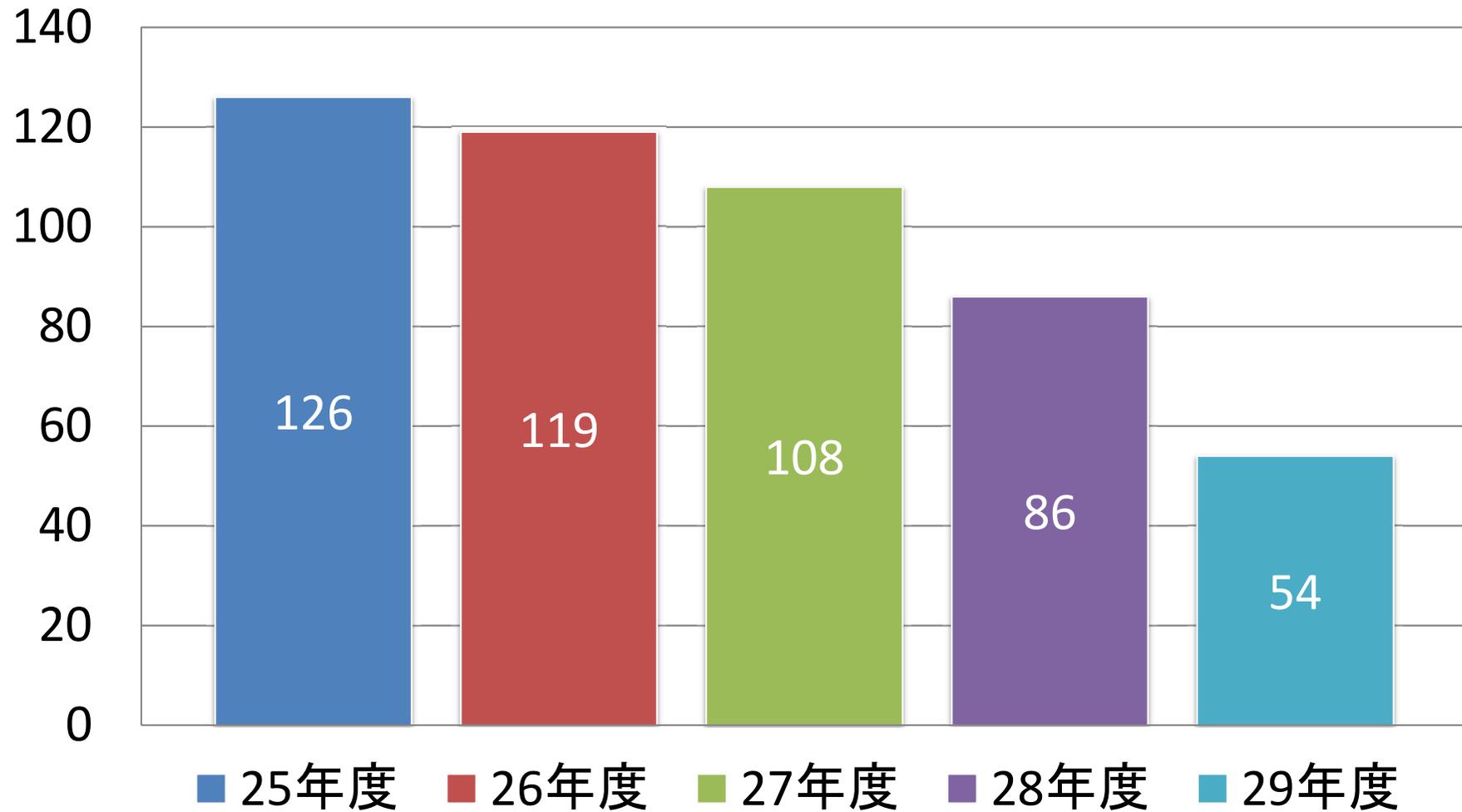
鹿児島県が抱える課題

- 1 離島・へき地校 が多い
- 2 小規模校 が多い
- 3 非常勤講師 の不足

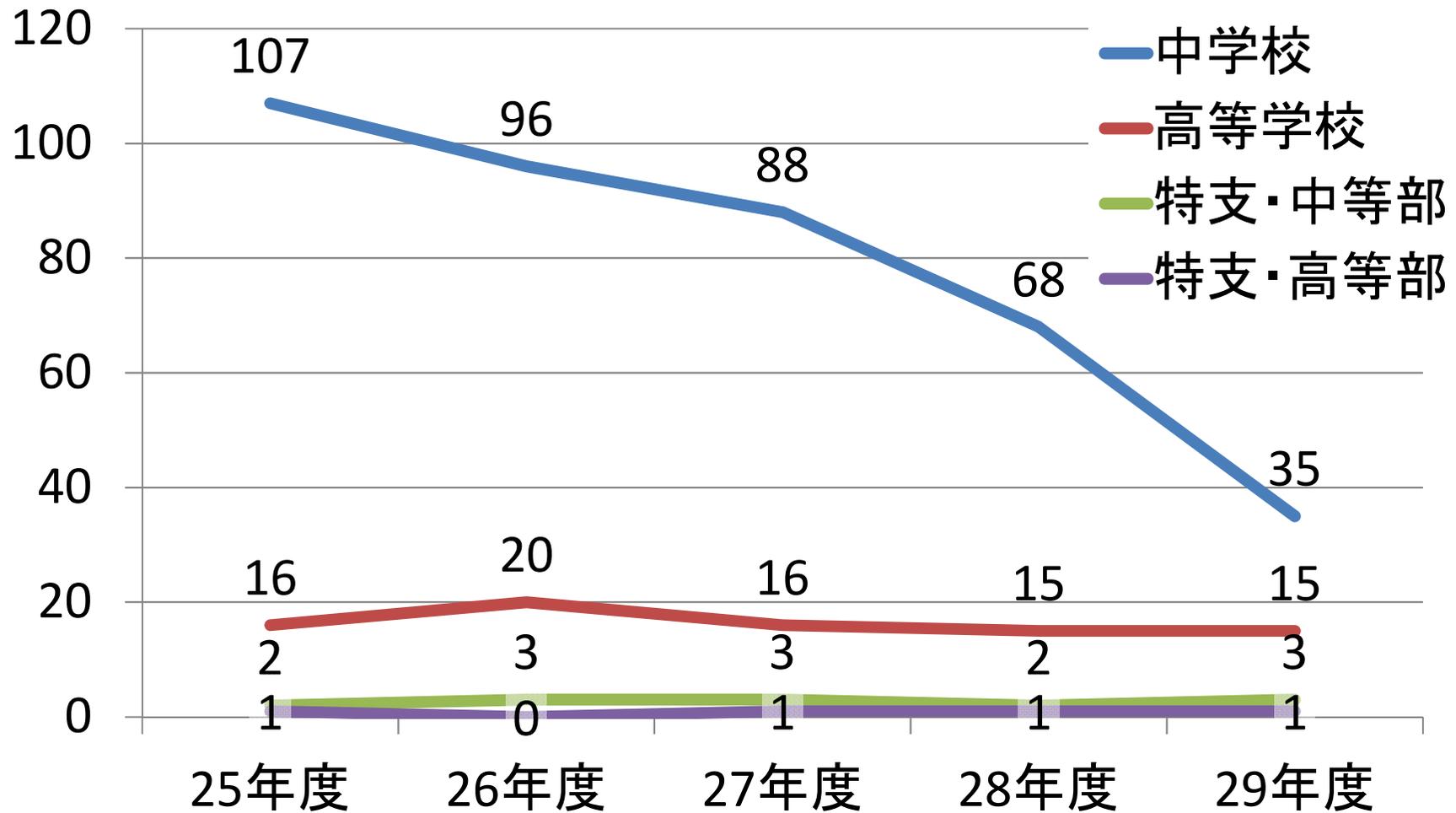


① 免外許可の現状について

鹿児島県における 免許外教科担任許可の総件数



鹿児島県における免許外教科担任 許可件数（学校種別）



免許外教科担任許可の傾向

- 許可の大多数が，公立中学校（特別支援学校の中等部を除く。）の教諭である。
- 許可申請される教科は，以下の教科が大多数を占めている。

中学校	・	・	・	技術	，	家庭	，	美術	，	保健体育
高等学校	・	・		水産	，	情報				
- 申請理由は，概ね，当該教科の免許状所持者がいないことによるものである。

② 免外許可の基準等に関する取組

鹿児島県の免許教科外教科担任の 許可審査基準

免許教科外教科担任の許可審査基準

1 趣旨

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定による免許教科外教科担任の許可は、教育職員免許状に関する規則第22条及びこの審査基準の定めるところにより行う。

2 許可対象者

免許教科外教科担任の許可対象者は、教育職員免許法附則第2項に規定する教諭とする。

3 許可の要件

- (1) 免許教科外教科担任の許可の申請を行うに当たっては、次の要件を満たさなければならない。
- ア 許可を受けようとする者が、その所有する免許教科を担任していること
 - イ 免許教科外の教科数が、一人当たり2以内であること
 - ウ 授業時数の調整等を目的としていないこと
- (2) (1) のア～ウの要件を満たさない場合であっても、鹿児島県教育委員会が特に必要と認める場合は、許可するものとする。

4 許可の特例

中学校の特別支援学級又は特別支援学校の中学部若しくは高等部においては、次の場合において、免許教科外教科担任許可を要しない。

- ア 教科を統合するなど、特別的教育課程を編成している場合
- イ 文部科学大臣の検定を受けた、当該学年の教科用図書を使用していない場合

5 留意事項

- (1) 初任者研修が必要な新規採用教諭及び経験年数1年未満の臨時的任用の教諭については、免許教科外教科を担任することがないよう配慮すること。
- (2) 選択科目を開設する場合は、学校運営全体の中で免許教科外教科担任が生じることがないよう十分努めること。

6 許可の期間

許可の期間は、許可の日からその学年度末までとする。

附 則

この審査基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成21年3月5日から施行する。

許可の要件

- 許可を受けようとする者が、その所有する免許教科を担当していること。
- 免許教科外の教科数が、一人当たり2以内であること。
- 授業時数の調整等を目的としていないこと。

留意事項

- 初任者研修が必要な新規採用教諭及び経験年数1年未満の臨時的任用の教諭については、免許教科外教科を担任することがないように配慮すること。
- 選択科目を開設する場合は、学校運営全体の中で免許教科外教科担任が生じることがないように十分努めること。

③採用や人事異動等に関する取組

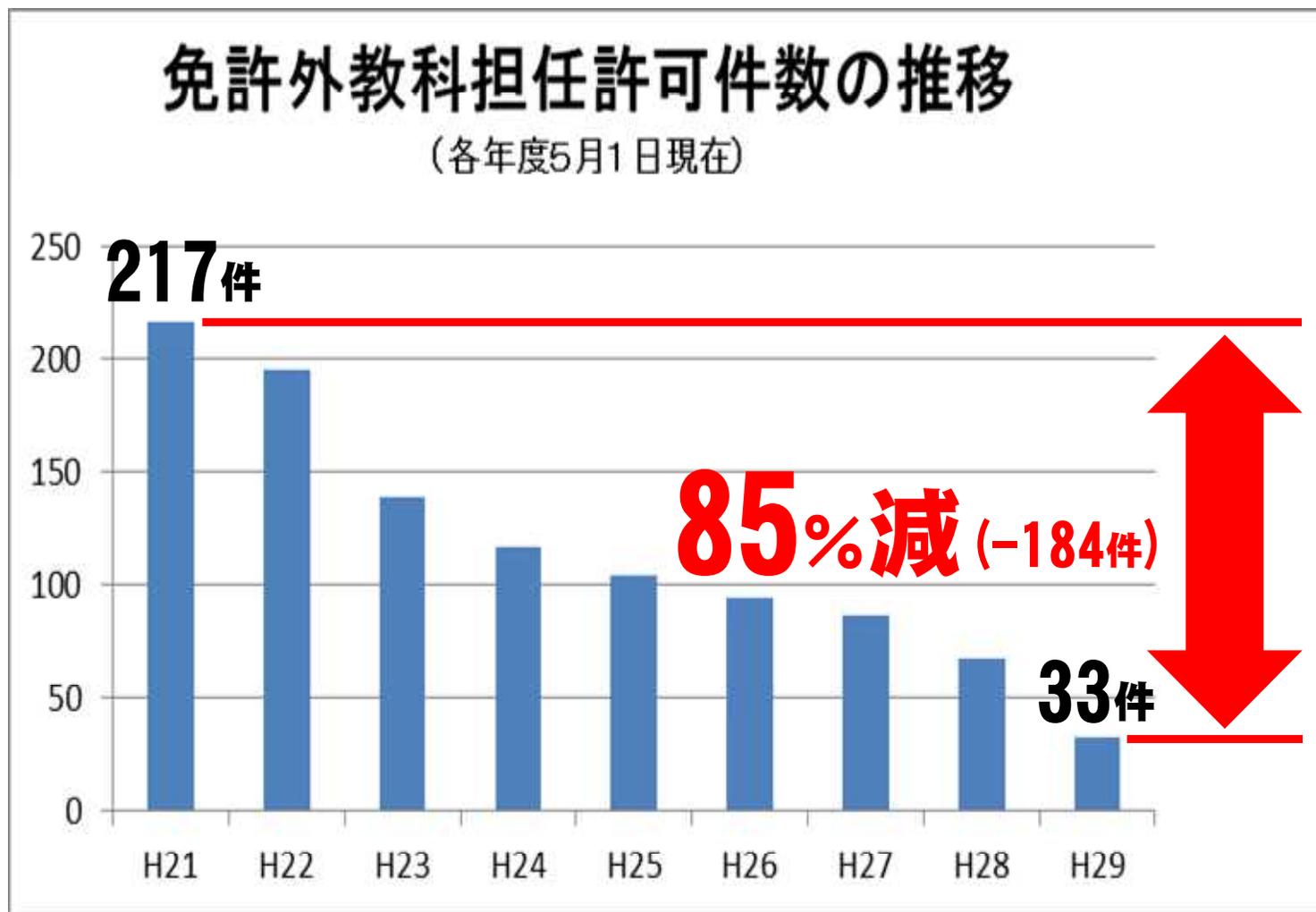
鹿児島県における免許外教科担任 解消のための取組

- 1 非常勤講師 の配置
- 2 兼務 の発令

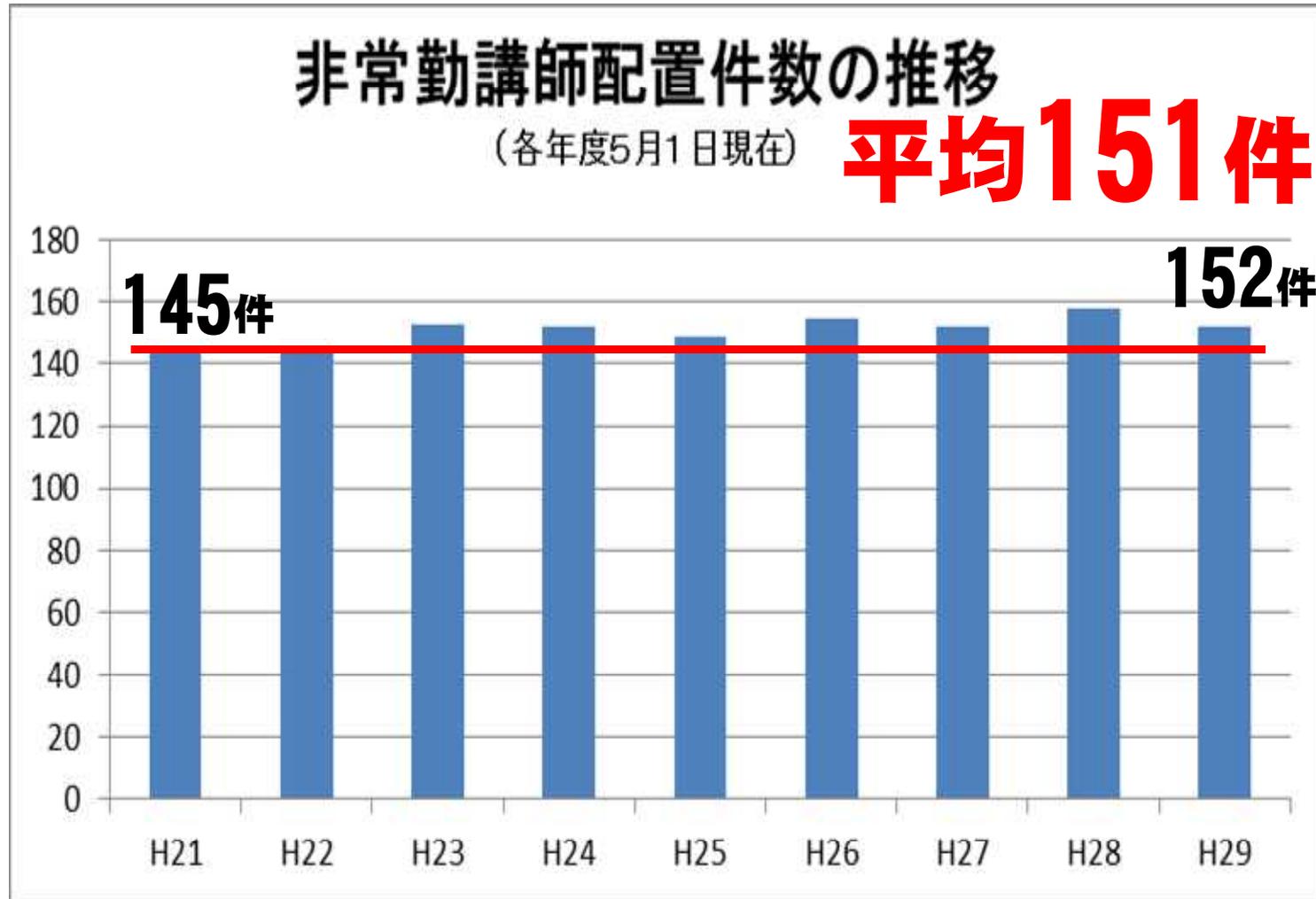
以上1, 2で対応できないときに、**臨時免許状**の授与申請及び**免許外教科担任**の許可申請を行っている。

- 3 教員採用における**複数免許保有者**の優遇措置

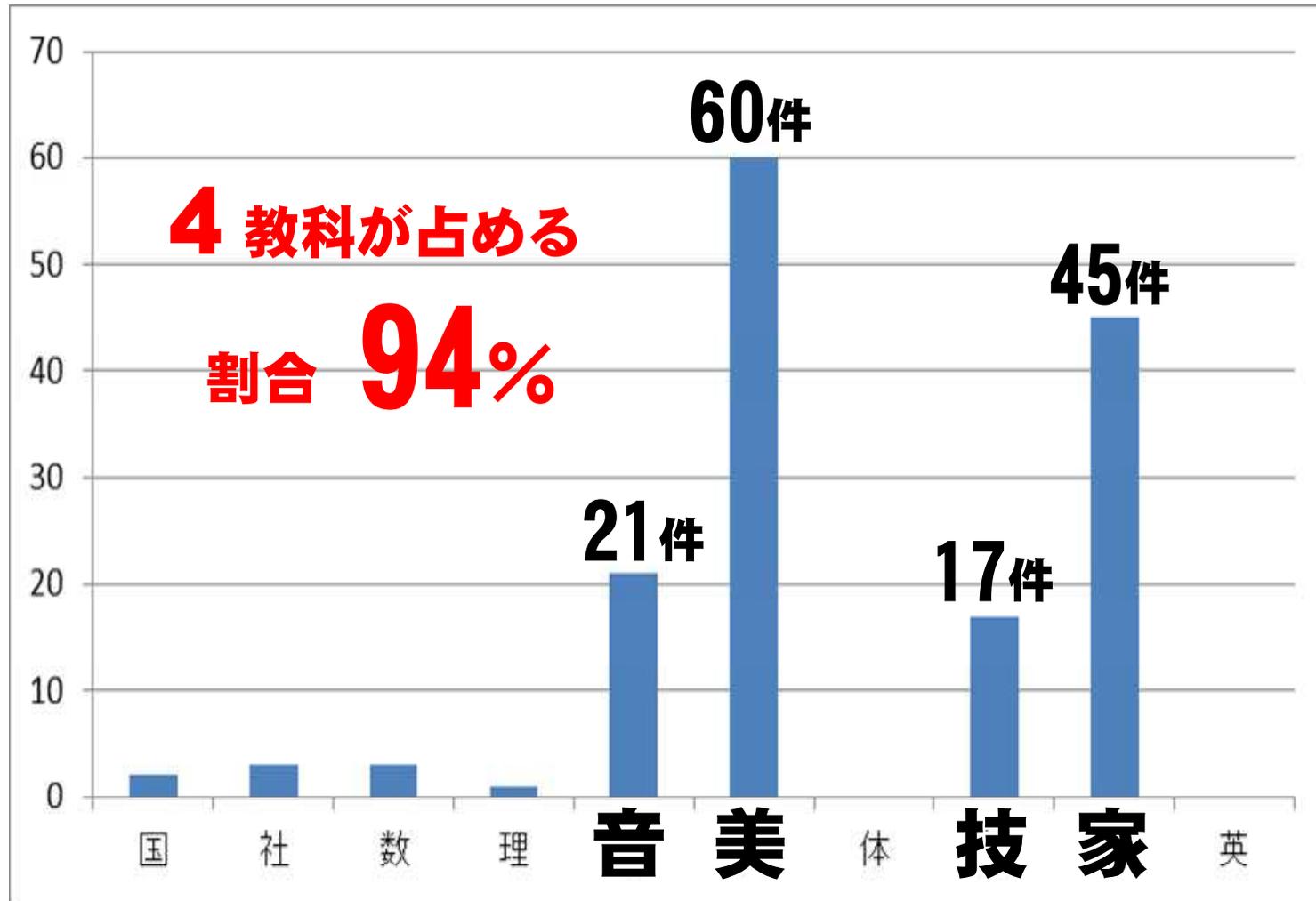
公立中学校・義務教育学校における免許外教科担任許可件数の推移



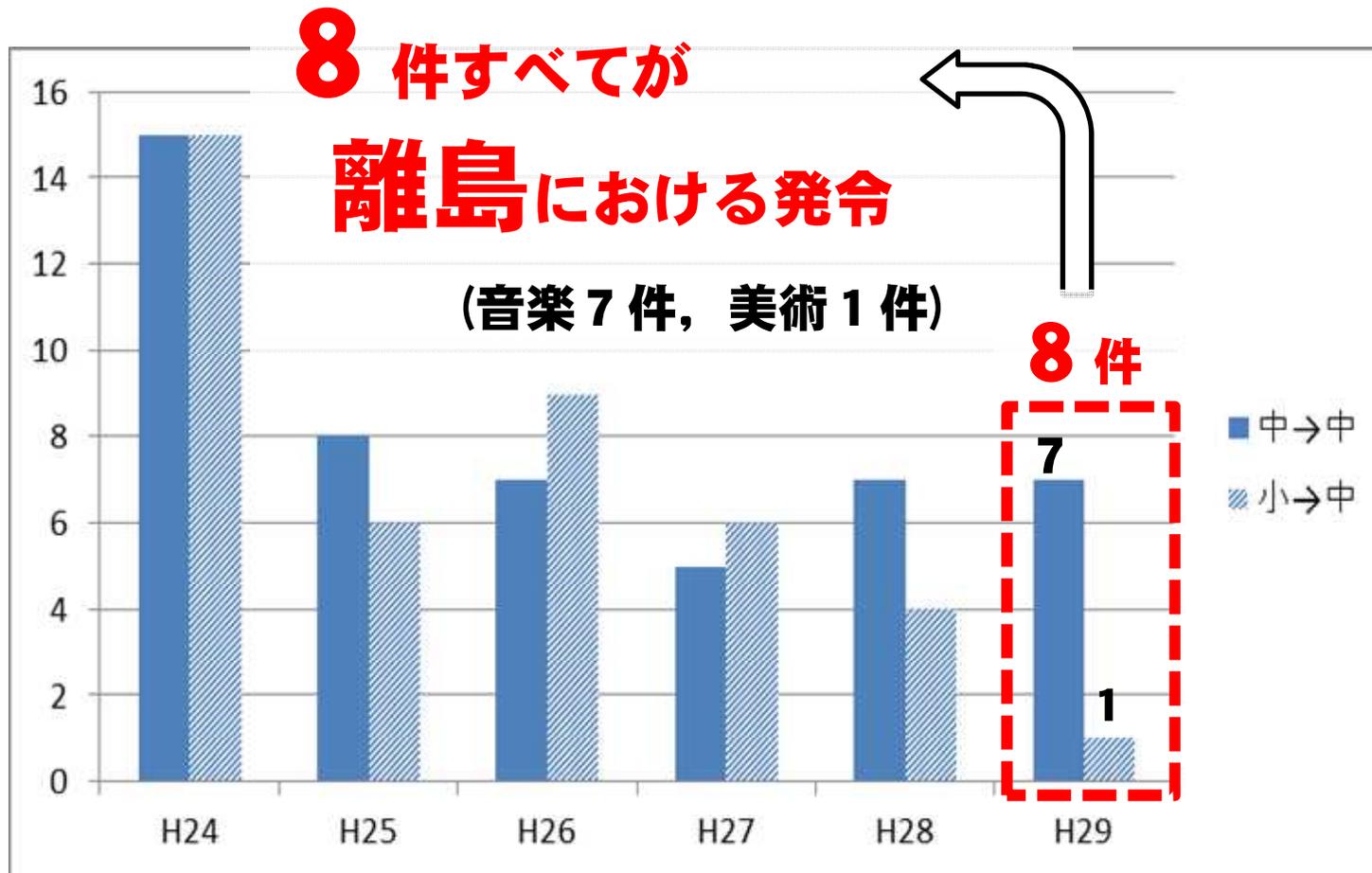
中学校免許外教科担任解消非常勤講師配置事業における非常勤講師配置件数



【教科別】非常勤講師配置件数



学校間兼務の発令件数の推移



※ H29年度 8 件における学校間の距離の平均 : 8 km

教員採用時の取組

複数免許保有者の優遇措置

- 1 **実施年度** 25年度採用から
- 2 **優遇措置**（加点措置）
 - ・ 複数校種の免許保有の者
 - ・ 複数教科の免許保有の者 等

おわりに

- 鹿児島県においては、地理的な特性である離島・小規模校が多いことから、現在の定数では、全ての教科担任を配置できない。
- 非常勤講師配置による免許外教科担任解消ができているが、県下、非常勤講師不足である。
- 現況では、臨時免許状、免許外教科担任による対応の必要性が高い。